

# 総務常任委員会

平成13年11月26日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎山本 直子      小野 隆雄      松田 正

野呂 民平      萬里川美代子

欠席者 松村 健一

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重      助 役 芳村 是

収 入 役 中野 秀樹      教 育 長 栗本 裕美

総 務 部 長 植村 哲男      総 務 課 長 西本 喜一

同 参 事 吉田 昌敬      同課長補佐 乾 善亮

同課長補佐 清水 修一      企画財政課長 池田 善紀

企画文化課参事 野口 英治      同課長補佐 野崎 一也

同課長補佐 山崎 善之

税 務 課 長 植嶋 滋継      同課長補佐 勝眞 基好

教委総務課長 清水 建也      同課長補佐 西谷 桂子

生涯学習課長 水田 美文      同課長補佐 加藤 保幸

同 技 師 平田 政彦      監 査 書 記 藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

本日松村委員より欠席の報告を受けております。ただ今から、総務常任委員会を開会いたします。

始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長

（町長あいさつ）

生涯学習  
課長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、萬里川委員、小野委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、継続審査として、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

史跡藤ノ木古墳整備検討委員会につきましては、前回の総務委員会におきましても早急に開催するようにとのご意見のございましたが、11月12日に開催しまして、平成12年度に実施しました石室羨道部の発掘調査及び石室保存工学的調査の報告と、今年度の調査計画案につきましてご検討していただきました。

その概要であります。平成12年度の発掘調査内容につきましては、既に報告しております石室羨道部閉塞石の発掘調査結果と石室の保存工学的調査現状調査結果であります。

発掘調査では、6世紀後半の大型横穴式石室の閉塞構造解明に重要な成果をあげましたことを報告しております。

石室の現状調査につきましては、石材の石質を再度調査し、各壁面における構成を明らかにし、その代表的な2種類の石材を選び出し、その各種類について、石室より出土した石材と推定される産地で採取した石材について物理試験を実施しました。その結果、法隆寺の裏山で産出された石材は、一方の竜田川付近で産出された石材に比べかなり脆弱であり、また石室で使用されていた法隆寺の裏山で産出された石材は、風化状態が均一でないにしても、かなり強度が落ちていました。石積の変化について、詳細な測量図と現地確認調査により検討し

ました結果、石棺のある玄室の石積は、せり出し等があり定期的観測をする必要のある箇所はあるものの、あまり変位をおこしていないのではないかとの推定ができました。一方、閉塞石をはずした後の羨道での調査では、玄室同様いますぐ倒壊するような石積の大きな変位はないものの、石材自体の問題もあり、今後注意すべき箇所が多くあり、定期的な観測をするとともに、これらに対する保存処置を検討する必要がありますとの結論に達しております。これら今回の調査を受けまして、町としましては次に述べます今年度実施予定の動態観測調査により、定期的に観測していく計画であります。

次に今年度実施予定の調査であります。大きく分けまして二つございます。一つ目は、墳丘の調査であり、現状調査の後に造営当初の推定される墳丘からどのように変化しているかを調べ、墳丘の変化が石室にどのように影響しているかを調べます。そして石室の近くの墳丘上においてボーリング調査を実施し、石室付近の盛土の状況と硬度等を調べ、石室と墳丘との力学的なデータを得て、石室の地耐力を調べていきたいと考えております。二つ目は石室の同形式の石室との比較調査を実施し、藤ノ木古墳の石室の特性を導き出そうとする計画であります。このほか、過去の調査記録との比較調査やこれまで実施した発掘調査を含めた調査報告書の作成を考えております。

以上が、この度開催いたしました整備検討委員会での報告内容であります。なお、今後町としましては、委員会でもご指導いただきました点につきまして、早急に検討しまして各種の調査を早期に実施し、今年度中に再度、整備検討委員会を開き、石室保存修理や整備について検討できればと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 結局どのようになるのか。今いくつかの問題点が出ましたね。それと石室の弱点がいくつかあげられたということと、長期に観測が必要だということとか、墳丘のボーリングなどの調査が必要であるという

ことですが、問題はそういう調査がいつまでに終わられて、どこまで調査が必要なのかということ。それから1日も早い一般公開の体制がいつまでにできるのかというようなことが一番の関心事だと思う。たとえば、最近の新聞では明日香の発見されました亀の石のもの、あれなんかはこの間既に一般公開されましたね。発掘されたのは遙かに藤ノ木より最近なわけですね。それが非常に早い段階で一般公開されると、それについては新聞にいろいろな意見が載っていましたが、いずれにしても藤ノ木が発掘されたときには大きなセンセーションを巻き起こして、それがもちろん用地買収等で滞ったことがありますけれど、しかしその内容たるや一般に公開されるということはあまりにも長期化されていたために既に忘れ去られというように思うのです。ですから、私どもが示すべきはどういう調査が最低限必要であるのか。しかもそれがいつ終わるのかと、どういう手順をすれば一般公開が出来るんだということを明確にするということが大事だと思う。そうしましたら、私たち議会もそういう面について理解もできますし、納得もできますし、町民にもご理解を得ることになると思う。その辺が説明の中では明確になっていないように思う。その辺がそういう点についてもう少しきちっと説明願えますか。

町 長

藤ノ木古墳の関係については、整備検討委員会等、県、文化庁にいろいろと申し上げて努力をいたしております。今年4月13日には、閉塞石から石棺を見ていただくという努力をして、一般の町民の方に解放した。14日、15日については一般に開放させていただいて、全国からたくさんの方々に見ていただいたということでもあります。

問題は今石棺が崩れてきてどうなるかということもございまして、そういうデータを現在収集されております。11月12日の検討委員会におきましても、石の関係等について十二分に検討しなかったら、今後一般公開するのに難しい点があるように指摘をされておられます。まず石組みの構造等、また石が崩れかかっている状況もございまして。そこらをどう補強していくのか、そういうものを十二分に検討す

るということで13年度の検討課題というか、いろいろ指示をいただいて、出した資料に基づいて検討をいただいたということでもあります。一番大事なことは、この史跡指定の中の民家の移転の関係が今現在進捗をいたしております。これも壁を壊してされていますから相当時間がかかっていくのではないかと。そのことも踏まえ移転をしていただいてそこを整地にしていくということが、我々として一番大事なことであると考えております。いずれにいたしましても、我々の目的は総務常任委員会が視察をしていただいたように、外からでも石棺が見えるような状況づくりをしていく、ということについては県、文化庁に陳情しながら進めていきたい。そして将来的にはその周辺で公園化、資料館等をしていくことが大事であろうと思います。

野呂委員　　そうすると、石室の補強という問題が一番なわけですね。それは石室の石材の質の問題とせり出しの問題があるということと、長期的に観測しないと補強部分が確定できないということとか、後墳丘のボーリング調査が必要ということを挙げられましたね。その中でせり出し部分の問題であるとか、法隆寺の裏山の掘り出した石についてはいい材質だと、こういうことについては早い時期に結論は出せると思うのですが、長期的に観測が必要だということについては引かかるわけです。どれくらい長期的に観測すればその補修方法が確定できるのかどうかということですので、これはどのように理解したらよろしいか。

平田技師　　まず今現在実施しております保存工学的調査の目処でございますが、検討委員会等でもいろいろご指摘を受けている点を考慮しながら、一応今年度を最終年度として区切りをつけていきたいと考えております。これは今事務局が石室に対して出来る保存工学的調査としてはいっぱいいっぱいのメニューかなと考えております。ですからこれを終わった後、文化庁、奈良県、検討委員会等でこの調査をした方がいいというご指導があれば、この点についてはまた検討して実施に向けてやるかどうかということを考えていきたいと思っております。

ただしその中で、野呂委員がおっしゃいました長期的な動態観測調査というような点につきましては、現在その手法について専門の先生方と検討している最中であります。それがどの程度の精密度をもってするのかということが一つと、先ほど申されたようにどの期間を持ったらいいのかということがあります。そしてこれをいろいろ考えていくわけですが、先ほど課長の方から報告がありましたように長期的な観測という点ではやはり2, 3年は続けていくという方向で進めたいと考えております。ですけれど、その2, 3年を経なければその結果が出ないという考えでございましたが、先ほどもうしましたように石積みの変形自体があまり石棺のある原室の方には及んでいないということが判りはじめましたので、その点については石の異動、変化が生じないような観測的なことを続けていくという意味での長期化が生じると思うのですが、調査結果としての返事を待たないといけないというような調査の内容の分につきましては今後その辺は軽減できるのではないかと考えております。ですから先ほどの話とリンクしますが、保存工学的調査の面は今年度で終了しますので、これらの調査結果一つ一つの結果が石室の弱体に対する手当を果たすものではなかったもので、これらがすべて出揃ったということにおきまして、文化庁及び奈良県、そして検討委員会等でこれを総合的に考えていただいて、石室の保存修理工法というのを考えていきたいと思っております。そういうことを考えていく間に先ほど町長もおっしゃいましたように用地交渉を終えた方の移転も進んでおりますので、それを整備事業をしていくことによって先ほど申されました藤ノ木の一般公開に向けての実施計画が進んでいくのではないかと考えております。

松田委員 説明を聞いていて専門用語が多いから分かりにくいのです。せっかく取り上げているのですから、できれば簡単な概要で結構ですから、文章で示していただけるようご配慮をお願いしたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、その他の審査事項についてであります。12月議会定例会に提出が予定されている議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 (資料1により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)の説明を求めます。

総務課長 (資料2により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

野呂委員 前回の改正はいつで、幾ら減額したのか。それから平均給与からいえば、今回減らした分と前回減らした分を足して幾らの所得減となるのか。

総務課長 前回平成12年12月に同じように専決処分させていただいております。期末手当の率を変えております。そのときの率が3.75月か

ら3.6月、0.15月分期末手当で減額しております。また勤勉手当も昨年は0.05月分引き下げを行っているところであります。今年の引き下げにかかります費用ですけれども、期末手当の減収に係わりまして、ひとり約2万円程度の平均引き下げとなっております。

野呂委員 前回から合わせて幾らか。

総務課長 前回で約7万から8万の引き下げをしております。今年が2万円でございます。

松田委員 今の質問に対する答弁としては正しくないと思います。いわゆる一般職と特別職との関係では違いがあるわけですが、一般職の場合は少なくとも期末手当などの減額についてそのことを強調するけれども、問題は定期昇給があるわけです。定期昇給では上げているわけですから、その分と差し引きした関係でもって、総額幾らかという説明をしないと正しくない。どんどん減らされていくという印象だけが強調されていくように思いますので、正しい言い方でないと思います。だから定期昇給の関係については全然カットはしていないでしょう。ということでこれらの関係をきちっと位置づけしないと正しい理解をされないと思いますので、説明はきちっとしておくべきだと思います。

野呂委員 それで計算したらどうなりますか。

総務課長 定期昇給にかかる昇給率ですが、職員で約1.7%ぐらいございます。平均給料から見ますと1人月あたり5000円が定期昇給によって給料が上がると、そのボーナスも含めまして17月分×50005円として、85000円ほどの給与ベース上のアップになると、そうしますと期末手当約2万円下がりますけれども、年間の給与ベースにいたしますと、上がるということになっております。



野呂委員 今回と前回を合わせても上がるということか。

総務課長 昨年度も定期昇給については引き下げは行われておりませんので、前年度も同様に8万円ぐらい定期昇給分があります。そして期末手当の引き下げが8万円ぐらいあるとして、差し引きトントンぐらいになることとなります。

委員長 次に、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 (資料3により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

税務課長 (資料4により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

野呂委員 先物取引というのがよくわからんのですが、それをやった場合の取引の把握はどういう形で町はしているのか。

税務課長 従来先物取引については、本来個人の申告にかかるものであります。その個人が申告しない場合を考えた場合、これにつきましては所得税

に関連してくるわけでございます。それについては税務署からの調査が入りますし、証券会社等も申告に基づいて報告されます。

委員長 次に、斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

企画財政課長 (資料5により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 事業収入が少なくなっているということがある中でとありますが、そしたら幾らぐらいの収入があれば特別会計にしておかなければならないのか。

企画財政課長 今現在こういう事業につきまして、駅前の駐輪場がございます。あれにつきましては、収支差し引き約1000万円強の収入がございます。使用料で約3000万円、委託料等で約2000万円、差し引き約1000万円強の収入です。今回観光自動車駐車場につきましても、収入につきまして約2000万円強、支出が約1000万円の約1000万円強の収入があります。金額的なものは今申し上げました1000万円を目処にしております。

小野委員 事業のやり方、会計のやり方が変わってきたからではないでしょうか。今まででしたら、当初直営で職員が行ってやっていたと思うのです。だから特別会計にしておくということになったのではないかと思うのです。今は事業のやり方自体が変わってきているからではないかと思うのです。だから一般会計の中で組み入れてもいいのではないかと思うのです。金額そのものではないように思うのですが。

企画財政  
課長

今まで確かに直営でやってきたこともあります。現在委託という形になっておりますが、あえて事業のやり方が変わったことによって一般会計にするということでもないです。

原則論ですけれど、特別会計を設置する場合につきましては、たとえば特別会計にしなければならない会計がございます。それ以外のものにつきましては特別会計にしないといわれるのは、その収支状況を明らかにするものと、もう1点は、赤字になっている事業を行う場合に、一般会計でやっておればその赤字が見えにくいという関係で特別会計にする場合があります。今回駐輪場もそうですけれども、観光自動車駐車場につきましても黒字でもありますので、一般会計で処理をさせていただくものです。

松田委員

この条例改正については賛成をするのですが、その理由付けは経理の状況が明らかに成りうるから特別会計にしたのではないと思う。むしろ特別会計を持って、そのところで観光事業としての事業計画の位置づけを組み入れていったわけですね。だからそのことによって特別会計でやって、一般会計から繰り入れをしないということを前提にしてきたというのが建前だったと思うのです。ところが、それから後そこで収益を挙げて一般会計の補填をすることによって、一般財源の強化をしていこうというねらいがあったわけです。そういうことを使うことによって、私はそれなりにいいとして、今は特別に駐車場の関係について特別な事業の計画はせずに、その関係の収益をそれこそ一般会計に丸ごと組み入れているという単純な関係の使われをしているから、むしろそれなら一般会計でやっていいのではないか。そういうことの方がより事務的にも経済的にも合理的ではないですかということになっているのですから、そういう関係はきちっとしてくれた方がいいと思う。ここで書かれているように、経理の状況が明らかになりにくいという言い方をしているとちょっと引かかると思うのです。みなさんも本意ではないと思う。だからこの要旨の趣旨について

は検討してみたらどうでしょうか。

委員長

今のことについては念頭に入れておいてください。

次に、住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についての説明を求めます。

企画財政  
課長

このことにつきましては、原告の待野寛氏から平成12年7月11日付で、斑鳩町損害賠償請求事件奈良地方裁判所（行ウ）第15号、都市計画道路郡山・斑鳩・王寺線の土地取得につきまして、斑鳩町土地開発公社が用地を取得するために要した費用と建設省への売却価格の差損が生じたとして、損害賠償にかかる住民訴訟について、被告を小城利重氏、芳村是氏、中永吉美氏として訴えを提起されました。被告小城利重氏他2名は弁護士である國久眞一氏への一切の件を代理委任し争っていたところ、平成13年10月3日に判決が言い渡されました。その判決は原告の請求をいずれも棄却し、訴訟費用は原告の負担とする内容であり、被告の勝訴でありました。この斑鳩町損害賠償請求事件について平成13年10月25日付の奈良地方裁判所の証明書によりまして、平成13年10月19日に被告小城利重氏他2名の勝訴が確定いたしました。被告小城利重氏他2名は弁護士國久眞一氏へ平成12年9月26日に着手金といたしまして115万5000円を、平成13年11月14日に成功報酬金といたしまして、147万円を支払われており、この事件についての弁護士報酬の合計は262万5000円で、支払った弁護士報酬を町が補助することについて地方自治法第242条の2第87項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

委員長

説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

念のために申し上げますが、弁護士報酬額の設定の仕方について

である程度説明をきちっとしておいた方がいいのと違うか。そうしないと根拠を何に基づいてこれだけ払っているということになると思う。

企画財政課長 弁護士報酬につきましては、弁護士の方で報酬の内規というのを持っておられます。今回の場合、約4億3000万の損害賠償の請求がありました。この金額で行きますと基本報酬といたしまして、約2000万があります。そこへ上乘せとして2億を超えるものについては……。

松田委員 私が言うのは少なくともこの額などの関係については、弁護士会の報酬の規定に基づいて措置をしているだけでいい。そのことを言っているのです。そのことの説明を付け加えてくれた方が理解しやすいと言っているわけです。

野呂委員 口答での説明であったので、少し理解が出来なかったのですが、出来ましたら経過説明について文書化してもらいたい。金額が絡んでいる問題でもありますので。

松田委員 これは25バイパスの建設省へ売却したことによつての損害賠償の事件で、この件名で間違いはないのですが、ここにかっこしてこうこの事件だということを書いてあればわかりやすいと思う。

委員長 説明要旨を付けるということによろしいですか。工夫をしていただけるようお願いしておきます。

次に、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての説明を求めます。

企画財政課長 （資料7により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 歳出の関係で、衛生費の環境対策課の人件費所要額のところが増額になっている。人事院勧告の影響額等によってはほとんどのところが減額になっているが、ここだけ増額になっている。人件費の勧告によって増額になるのはおかしいと思う。この理由はどういうことか教えていただけますか。

総務課長 この補正予算の中には人事勧告に伴います部分と、今年の4月1日に行われました職員の人事異動によります部分を合わせて補正予算に計上させていただいております。その部分でございますが、この環境対策課の当初予算で人件費が出ておりましたのは、新規採用職員を2人を配置する予定をしておりました。4月1日の異動では新規採用職員でなく現職員の中堅と課長補佐級の職員を配置いたしました関係で給料が上がっているということでもあります。それと職員数でございますが、環境対策部門で環境対策の充実を図りますために1人職員を増員いたしました。その関係で職員1名を増員したことから、人事院勧告の影響で衛生費の中では60万程度のマイナスが出る予定でございますが、そういう人の増ということで1670万円ほどの増になっています。それを差し引きいたしますと、1610万8千円の増ということになっております。

松田委員 この人事院勧告の影響という関係はまったくそうでないと思う。しかもこの部分だけが増額になるわけですから、こういう内容の関係は誤解を受けるのではないか。もう少しこれは考えてみたらどうでしょうか。こういう整理の仕方ではよろしいのでしょうか。

企画財政 ご指摘のようにこの記載の仕方につきましては不適切であります。

課長 以後こういうことがありましたときには十分注意して、説明には分かりやすく心がけてまいりますのでよろしく願いいたします。

委員長 次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）と併せて、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の説明を求めます。

企画財政課長 （資料8，9により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 この議会の委任による専決処分を制定するときにはいろいろ議論をしたのですが、こういうことは今までにあったのではないかということを中心に指摘したのですが、ガンとしてそんなことはありませんというように行政側は答弁をしつくしたのですが、それ以降毎回と言っていいほどこういう関係が出てくるのですね。そうするとやっぱり前にもあったんだろうと思うのです。そういった関係についてどうなんだろうかと、聞かない方がよろしいかな、どうでしょうか。

総務部長 確かに以前はないということはないですが、最近車両が多くなったということで若干増えてきているのは確かでございます。これぐらいのコメントとさせていただきます。

委員長 次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その2）と併せて、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明を求めます。

企画財政課長 (資料10, 11により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

万里川委員 これはどの課が接触して賠償金を払うのですか。

企画財政課長 庁舎の中ですので企画財政課でございます。

万里川委員 車を運転していた部分に関してもそうなんですか。

企画財政課長 車を運転された場所でなく、これは町民の方が役場へ来られたときに接触されたということです。

万里川委員 東側から入ってきて勝手にぶつけたんでしょう。勝手にぶつけても補償が出るのですか。

企画財政課長 町民の方が東側から進入しようとしたときに、東側に夜になったらバリカーを立てるのに杭がおいてあります。日中は下へ下がっているのですが、東側の進入路の南側の部分につきましては道路から入ってきたときに道路から少し勾配があり、その時に大回りしたらあたらなかったのですが、小回りしたときに下のバンパーが下に下ろしているバリカーに当たって損傷したということで、損害賠償を支払うということです。



萬里川委員 自分が進入するときに当てているわけですね、そうしたら本人が悪いのではないですか。そしたら賠償金を出さなくても・・・自分の注意不足で当たっているということでしょう。なんでこっちが払わないといけないのですか。

企画財政課長 その時に東側出入り口の南側につきまして道路と少し勾配がありますので、そのために当たったということです。保険会社と話す中で示談が成立したということです。

萬里川委員 そうしたら道路そのものの形態が悪かったら今後も起こる可能性があるということは、道路を変えなければいけないじゃないですか。

委員長 そうしたら、40分まで休憩します。その間に下でご説明と現認していただくということよろしいですか。

暫時休憩します。（午前10時20分）

委員長 再開いたします。（午前10時40分）

野呂委員 今まで斑鳩町のこの駐車場に入ってくる車は恐らく何万台になるでしょう。しかし、こういう事故というのは初めてでしたね。もちろん前の現場写真を見せていただくといくらか上がっていると、そういう中でも改修がされたのは良いことだと思う。そういう中で事故が長い間起こらなかったと、そういう中で過失相殺が8割だというのはどうも解せないわけです。そういう点について、町が頼んでいる保険会社の査定自体が疑問視せざるを得ない。8割というのは全面的に悪いということですね。しかし実態としてはそういうことになっていないわけです。その辺をどういうふうに判断をするのか。そういう点について対処の仕方にも問題があると思う。もう少し精査する必要があるのではないかと思う。

総務部長 現場見ていただきましたが、修理してしまっていますからアスファルトの擦っているところは消えているわけですが、バリカーそのものには傷跡があります。今までなかったということはないと思いますけれど、申してこられたことがなかったのは事実です。何れにいたしましてもそういった中で過失割合が、相手も動いていますので8対2ということで査定されたということで、我々は市町村会の損害賠償の共済に入っておりますが、そういった中で判定されたということでございます。

萬里川委員 この際ですので、庁舎内だけでなく事故が起きてから見直すのではなく、起きないまでに公共施設全部の見直しをしていただきたいと思っております。

小野委員 部長の答弁で相手が動いているからという話でしたが、こちらは止まっているのですよ、止まっている方が8割というのは解せないことなんです。そういう損害についてはもっと研究して行くべきだと思う。はっきり言って、個人的にそういう揉め事になったら8割というのは言わないと思います。あまりにも簡単に受けておられるような感じがしますし、これが前例になっていくと思う。だから保険屋さんにももっと損害賠償についてもっと慎重にやってもらいたいと思う。

町長 この関係はご指摘のように、こういうことについては十分に精査しながら、保険屋さんに任すということではなく、やっぱり相手方と話をしながら十分に精査していかなければいけない。町村会に従いますということではなく自分ところの言い分も十分言うことは言ってしなければいけないと思っております。何れにいたしましても、この件の関係については町村会共済組合というところに所属していますけれども、一般の損保会社がいいのか、そこらのことも県に問い合わせ、そういうことが可能であるならばそういうことも踏まえながらやっていきたいと思っております。

委員長

以上これらの議案については、12月定例会で提出が予定されているということで、本日はあらかじめその説明を受けたということで終わりますが、何点か委員の方からご指摘がある件につきましては、説明あるいは要旨の中で改善していただきますようお願いしておきます。

続いて、各課の報告事項として（1）斑鳩町法隆寺消防センターについての報告を求めます。

総務課長

まず進捗率の関係ですが、前回の総務常任委員会で建設工事現場をご覧いただき、工事進捗率は50%と一定のご説明を申し上げたところでありますが、その後10月20日現在での工事の進捗率は90%となっております。9月中に鉄骨の上棟工事、コンクリート工事、屋根工事、AMCによる壁面工事を終え、10月には内部の基工事、外溝工事の一部を行い、11月に入りまして内装工事、外部吹きつけ、塀工事、塀の瓦葺き等に入っており、予定より少し早いペースで進捗いたしております。11月29日には外溝を除いた部分の建物につきまして、奈良県郡山土木事務所によります建物検査も受ける予定でございます。12月初めには外溝工事、敷地内の舗装等も終わることから、町の検査を12月上旬には終えたいと考えております。なお、工期の完了は12月14日でございます。以上が法隆寺消防センターの工事の進捗状況であります。

次に、竣工式であります。斑鳩町法隆寺消防センターの竣工式を12月23日日曜日午前10時から行いたいと考えており、委員皆様には後日改めまして案内状を送付させていただきますが、年末に入り何かとご多忙とは存じますが、あらかじめご予定に入れていただきご臨席賜りますようお願い申し上げます。

次に、前回の委員会で法隆寺消防センターへに関連いたしまして質問のありました土地の賃貸借におけます借地の取り扱い等の関係でございます。その後賃貸借契約による借地について一定の整理を行いまし

たのでご報告させていただきたいと思います。前回での委員会でのご指摘について町が借りている土地の借地についての法的な位置付においては、また法隆寺消防センターの土地の賃貸借契約の根拠は、等のお尋ねでございました。

お手元の資料12「賃貸借契約による借地について」をご覧くださいと思います。

(資料12により説明)

次に、消防関係の年末年始の行事予定でございます。まず、12月23日午前10時から斑鳩町法隆寺消防センターの竣工式でございます。次に、年末警戒でございますが、本年も12月28日から30日までの間実施をしたいと考えております。議員皆さんには恒例によりまして消防団員の激励としてこの期間に各分団詰所に訪問をしていただきたいと存じます。なお、今年度は28日が厚生常任委員会の委員皆さま、29日が建設常任委員会の委員皆さま、そして30日が総務常任委員会の委員皆様で各分団詰所の激励訪問をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に、新年の消防関係の行事予定でございますが、1月5日には斑鳩町消防団の出初め式で、斑鳩小学校の運動場で実施する予定でございます。後日案内状をお送りさせていただきますが、よろしくご出席賜りますようお願い申し上げます。次に、1月11日でございますが、西和消防本部の出初め式でございます。議長様にはご出席賜りますようよろしくお願いいたします。次に、1月13日日曜日でございますが、生駒南支部連合出初め式でございます。本年度は三郷町の健民グラウンドで開催をいたします。議長様のご出席を賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

小野委員 この資料12でお聞きしたいのですが、地方自治方でなぜ借地権は公有財産に含まれていないのか。借地権は財産権ですね。なぜ含まれ

ていないのか考えておられますか。

総務課長 借地権につきましては借地借家法に基づくもので、定義の中に建物の所有を目的とする地上権、または土地の賃借権をいうということでございます。この借地権につきましては登記の請求権がないというふうに考えておきまして、登記の請求権がないという中で、どの財産にも属さない。借地権というのはこういう財産の範囲に入らないということと理解をしております。

小野委員 公有財産は、行政財産と普通財産に分類するようになっていますね。だから行政財産、普通財産の中には借地権がないと判断してよろしいんですか。逆に言い換えれば借地権でそういう施設を建てるのは、行政財産や普通財産の中に入らないのだから、まして公有財産として認められないのだからそういうものは避けるべきだと、そのように考えていってよろしいのですか。

総務部長 一般的に公有財産を分類という中ではそういうことになっているわけございまして、ただ土地について借地権で建てたらいけないということではないと思います。借地権の中でそういったことで登記される場合は地上権という話になってきますけれど、借地権という中で建物を建てるということについて制約を受けるものではないと解釈しております。

小野委員 地方自治法ではそういうことを想定していなくて、それでここの借地権という結果が出てきたのかなと思う。今課長が借地権は登記できないということで話をされている。ということは、公有財産というものについてきちっと登記されていなかったら、借地権ということで施設を建てるということは、行政を預かるものとしては好ましくないんだと考えています。通行権とかそういうものは借りてある場合もあると思いますが、それはある程度の期限が付いていつか譲渡する、地

権者の都合で所有権移転を待っているという場合にのみで、先ほど定期借地権でという話も聞いていますが、そういうものではなくて、取得するんだけど、今地権者の都合で短い間だけ借りているんだと、言い換えれば借地ということで事業を進めていっているけれど、随時購入させてもらえるように変えるような働きをしていくのが自然な形ではないのかな。そうしたときに、借地借家法なり定借法の契約の切れるときのことをあまり想定せずに、借りている間を短くしていくという方法で働きかけて行くべきではないかと思っっているのですが。この消防センターについては50年の定借ということで所有権をこちらへという働きかけは今後もしていかれないのですか。

総務課長 契約の中には50年の間に貸し主の希望があれば、買い取りをしていくということも謳っている中で、当初は建物の耐用年数の関係で50年という年数を入れさせていただいて借りていく形になっておりますが、将来的には買い取りも可能だということも考えています。それと借地権につきまして地方自治法の定めがないという中で、借地借家法という法律の適用もある中で、今後も事業を進める中で借地による土地の賃貸借についてもケースバイケースで考えていく必要があるのではないかと現段階では考えているところでございます。

小野委員 施設の中で箱物もありますし、道路とかについての財産取得については、借地ということは最終の判断ではないのかなと、そして最終の判断ということについても出来るだけ早い時期登記が出来る所有権移転を伴っていて、そこで初めて公有財産という形になるのだから、やはりそういう努力はして行くべきだと、そういうスタンスで公共施設なり道路そういうものについては対処して行くべきではないかなと、あまりにも安易に借地で話をしておられないと思いますけれど、最終の合意点が借地だったと思うのですが、できるだけそういう事情も話をされて、町民全体の財産として考えてもらいたいと思います。

松田委員

素人判断で申し訳ないのですが、地方自治法で借地関係については触れていない。それは先ほどの質問にもありましたように、いわゆる自治体のような場合は借地として恒久的な建物を建てることを想定していないというのは自治法の本質だろうと、このことについては私はそうだと思う。さらに自治法の関係で、行政財産と普通財産とに分けて、多分行政財産の場合には一般に対して長期の貸付は禁止しています。それが出来るのは普通財産に変更しなければならないということになっておるわけでごさいます、そこらの規制ということについては、貸す場合のことについては非常に厳しく条件を付している。その関係の本質を裏返しにしていく場合は、自治法制定の時点では想定していなかったのではないかと思う。最近では定期権付借地やいろいろありますが、そこで思うのは、たとえば借地権の契約期間の問題で民法では20年の範囲と、それ以上の関係であってもそれは20年と見るんだということですね。そしてさらに更新の時は20年以上を超えてはならないとっておりますから、最大限この民法を適用する場合、40年という解釈が出来ると思うのですよ。借家法の関係では30年、その契約の条件があればということで頭を押さえていない、頭を押さえていないというところでそういう契約があったんだろうと思うのです。それはある意味では住宅施策の一環だと思うのです。いわゆる国民の住宅供給を充足させるためにはどういう方法をしたらいいのか。土地契約その他の関係のいろいろな条件の中から、定借という関係が出てきて、もっぱら50年という感じになっている。だからこの関係を適用するのに、50年という根拠になるのかどうか疑問がある。そここのところが釈然としないのです。契約は50年ということで限度にしたらいいと思うのですけれど、その間に町が財政的な面で可能な限りその期間内に買い取る方向を取るんだということぐらいせめて筋として出来る方がいいと思う。それは所有者が特に求めた場合買い取りますよ、ということぐらいははっきりしておかないといけない。やっぱり町の財政運営の配慮から長期の貸付ということをお願いをして、町としては50年経ったら返すという気持ちにはなっていないだ

ろうと思うのです。だからそれは状況によって変化はあるのでしょうけれど、そういう公共的な建物の位置づけをした状態の中でしているんだらうと思うのですけれど、疑問は依然として残ると思うのです。こういうことで根拠が示され、そういう議論がなされているのは望ましいことですが、疑問に思っているとということだけは気にとめておいてください。

野呂委員 私も全く同感なんです。借地借家法というのは住宅地の関係だけで捉えるべきだと思う。50年という根拠になるのかというのははなはだ疑問なんです。なおかつ、先ほどの総務課長の答弁では、今後借地も考えないといけないと言ったんですね。これは私は取り消してもらいたいと思う。そういうことで行くならばこれは大問題になるのではないかと思う。方針としてあらゆるものについて、用地買収に行って困難であるならば借地で行くというようなことで、借地がどんどん増えていくということになれば一体どうなるのかということですね。今後借地も考えないといけないという考え方というのは全く解せないし、絶対止めるべきだと思う。その辺明確にさせていただけますか。

総務部長 課長が申し上げたのは、決して借地という話でなく、ケースバイケースでどうしても用地を求めると買収にならない場合、急ぐ場合といったことについてやむを得ない場合は選択し、そういった中で松田委員さんがおっしゃったように途中で見直す等によりまして、財政的に余裕があり、相手の意向もあればそういうことを踏んで対応していくということも今後必要かと思えます。安易にそういう選択をしないということが必要であるということで我々は承知しております。

野呂委員 ケースバイケースという言葉がどの程度受け取っていいのか問題がありますけれど、やっぱり基本は借地でなくて用地買収であるということを確認しておくのと、どうしても借地にしなければならないときは事前に議会に諮るなり報告の必要があるということにしないと、借



地が先行してしまっていて話が付いて契約寸前になっていると、そういう中で議会に報告されますと、止めることが出来ないわけですね。それが消防センターの問題であつたりする。議会が実状知らない間に大方話が固まってしまうということになれば、ケースバイケースということとは言えないと思う。ですから基本は買収と、そして困難性がおこったときにはあくまでも議会に対してその実状を説明して了解を得るといふぐらいの慎重さが無いといけない。行政側が勝手に進めていただくということは大問題だということには私は思います。その辺はきちっとしてもらわないと、単にケースバイケースなんだというような言い方では曖昧さを残すと思います。もう一度答弁を求めます。

町長 当然買っていくという姿勢は当然であろうと思います。やっぱりバブルが弾けてあれだけの高額な土地であつたのが3分の1とかになって、必ずみなさんがおっしゃるのは地価が下がっているやないかと言って、買えないということが大半あるわけです。我々としても職員もすべて買っていかうと、問題が起こっているのは鑑定価格に基づいてその近傍の値段で買えないということに大きな問題があると思いません。向こうのいわれる値段で買えばすぐに買えますけれど、やっぱり一番大きな問題はそれであろうと思いますし、すべて借地でいかうという考えはまったくありません。ただ財政を考えればここでいろんなことを考えていく中で、仮に坪40万を出して買っていかうという藤ノ木古墳の場合は、国が8割もあるいは県から1割補助金がもらえますから、ああいう形でいけますけれども、そういうことを考えていく中で、みなさん方のご心配当然我々としてはやっぱり借地よりも買いかうということについては当然ですから。あるいは町民からいろんなことで指摘を受けないような買いかう努力をするのは当然のことだと私は思っております。

野呂委員 私は町が借りる場合に、買った場合と借りた場合の費用計算をきちっとしなければいけないし、そのことを議会にも明確にしておく必要

がある。そういう点ではたして納得のいく借地なのかどうか。そういうことがきちんと理解できればどうしても買えない場合に理解が得られると思う。

もう1つ、私はかたまった用地を買収するというのは、職員が行ったりしますが、買い方の問題として専門家ではありませんから難しい面があると思う。ですから大きな事業をやる場合にやはり町はそれに対して全町民に訴えると、そういうものについて引き合いがないかどうか、そういうことで良い施設だったら、以前も南中学校とか小学校とかそういうものを建ててきたわけですけど、そういった学校施設なんかは自分のところへ来てほしいということがあったわけですね。そういうことでもって南中学校は目安大字が挙って総代さんが代替地まで全部世話をしてくれて、こんだけの広大な土地がスムーズに確保できたということがありますね。ですから私はそういうことについて、次に町はこういう施設をつくりたいと、そういう情報公開をして、そういう場所を協力してくれるところはありませんかというようなことをすれば、見つかるのではないかと思う。そういう点では、もっと町民全体を信頼して、適正な価格で土地を確保することについて努力するということが、私は今日の難しい用地の問題を打開していく一つの方法ではないかと考えています。

町 長

現に南中学でも、あの場所で条件は絶対に出さないということでありながら、工事にかかったら進入路は通さないよということから、結局別の工事進入路をつくったということもあるのです。そのことが皆さん方苦勞が分からないのです。東小学校にしても坪10万円にしろと皆さん集まっていたいて、正直者がバカを見ないようにしてくれと必ず言うわけです。それでも一部の方は私は幼稚園に協力できませんということで協力されなかったという経過もあるわけですから、なかなかそう簡単に無条件でとおっしゃっても、値段の問題等そう簡単にはいかないと思います。それから野呂委員の「良い施設」という言葉は、何が悪い施設なのか、良い施設なのか、そういうことは言動上謹

んでほしいと思います。当然皆さん方のご理解は、一定の条件、環境が整って、値段的にも鑑定に基づいてこれでいこうとしたら、一番難しいわけであって、無条件で手を上げていただいてもそう簡単に行かないということに難しさがあると思います。何れにいたしましても、野呂委員ご指摘のようにそういうことも踏まえながら努力してまいりたいと思います。

野呂委員 南中学校の取得の場合は、特に東側からの進入路の問題についてはそういうトラブルがありました。それはそういうことについて十分注意してやられなかったというその疎通の問題もあったと思うのです。ですから用地買収をする場合には、そういう引き合いがきた場合にも十分町としては一定の条件について果たして十分なものかということについて検討する必要があると思う。

もう一つは良い施設、悪い施設というのは、確かに私の経験からしても歓迎される施設と歓迎されない施設というのがあることは事実なんです。歓迎されない施設については、町は補償問題いろいろ聞いて納得いただいてご理解いただくのが経緯なんです。ところが歓迎される施設についてはそういう補償等については少ないというのが事実だと思うのです。そういう点についてはいろいろありますが、その中でいかに町民の皆様方に、こちらが情報を開示してご協力をいただけるような形で町民に積極的に協力を訴えていくと、そうでないと今日ではなかなか難しい時代であろうということだけ申し上げておきます。

委員長 今議論いただいたことについては、委員会の中でまとめられる要素が出来たように理解しますので、委員長報告の中にはそういう形で反映させていただきますが、よろしいでしょうか。

( 委員了承 )

委員長        それでは次に、（２）斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の審議状況についての報告を求めます。

企画財政        （資料１３により説明）

課長            この提言の内容については１月広報で町民周知を行う予定であります。また現在事業の所管課が責任をもって取り組めるよう具体的な目標年次、数値目標を盛り込んだ実施計画を策定中でございます。ある程度が出来た段階で本委員会にもご提示申し上げたいと考えております。

委員長        報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員        女性に対する暴力の対策ですけれど、これは早急にやる必要があると思う。今日の新聞を見ましてもいろいろ取り上げられておりますし、急務を要するものが相当あるというように思う。ここに特に具体的な取り組みとして書いてあります、女性に対する暴力は人権侵害であることへの理解を深めるため広報に啓発記事を掲載すると、こういうことは即やってほしいと思う。それから女性の総合相談窓口を設置するとか、特に町職員を対象にしたセクシャルハラスメント防止に向けた研修を実施すると、これなんかはもちろん必要でありますけれど、同時に町民にもセクシャルハラスメント防止に向けた啓発とか対策をやってもらいたい。

委員長        次に、（３）行政改革推進委員会委員についての報告を求めます。

企画財政        （資料１４により説明）

課長

委員長        報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 公募された方の略歴がゼロではあまりに愛想ないのと違う。どうい  
う関係の人が関心を持ってきているのか知りたいので、差し障りの  
ない程度に多少紹介してくれたらどうか。そういう配慮があってもい  
いのではないかと思う。

小野委員 公募の方は先ほどの方と同じですね。何人ぐらい応募者があって抽  
選されたのか、どういう形なのか教えていただけますか。

企画財政 一般公募の大方さんについては、女性の方は1名だけの応募しかご  
課長 ざいませんでしたので、この方に決めさせていただきました。男性の  
方については2名の応募がありました。これについては来ていただいて  
抽選していただいて、藤田さんになったということでございます。

小野委員 男女参画社会推進委員も同じような内容ですか。

企画財政 男女参画社会推進委員の場合は、それぞれ男子1名、女子1名でご  
課長 ざいました。

委員長 次に、（4）公共施設における分煙機設置計画についての報告を求  
めます。

企画財政 これにつきましては、一般質問でもご指摘いただいております。  
課長 そうした中で、本年度といたしましては、暫定的な措置といたしまし  
て役場の地下、1階、2階にそれぞれ1台ずつ分煙機を設置させてい  
ただきました。今後につきましては、平成14年度から逐次公民館を  
はじめとする各公民館、体育館、いかるがホール、ふれあい交流セン  
ター、各老人憩いの家などの公共施設に設置するために予算計上を行  
ってまいりたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

萬里川委員

3階の議会関係はどのようにされようとしているのでしょうか。

企画財政課長

来年度予算で1台設置する予定です。

野呂委員

私は基本が間違っていると思う。まずたばこの健康について基本的には禁煙にするということが大事だと思う。たばこの害については明確になっている。もう一つは分煙を明確にすべきだと思う。1室を喫煙室に特定していくべきだと思う。ところが今は仕事場で吸っていると思う。やっぱり仕事ですから一切吸わないと、やはり部屋を決めてしないと、吸わない人でも影響を受けるわけです。そのところ理事者側としても決断すべきだと思う。特に三役の一人がしつこく吸っているということは具合が悪いのではないかと思う。特にたばこは血管についても悪いということは明確ですから、私はもう一度原点に戻って十分論議をしていただきたいと思う。

町長

たばこそのものが害があることは事実ですが、ただこうして吸われておられますから。ただ私は一番懸念するのは低学年の20歳以下の子がたばこを吸っているという姿が大きな問題だと思っておりますし、当然そういう喫煙者等については阻止していくと、自動販売機でどこでも買えるという状況がありますけれど、まずそういうことをなくしていくことが大事であろうと思います。何れにいたしましてもたばこというのは絶対に良くないことは事実でありますから、そこらは来年度分煙については計画を立てながら考えていきたいと思っております。

委員長

次に、(5)「人権教育のための国連10年」斑鳩町行動計画についての報告を求めます。

生涯学習 (資料15により説明)

課長

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 以上各課所管に関する事項についても、報告を受け了承したという  
ことで終わります。

続いて、その他について各委員から質疑意見があればお受けいた  
します。

( 質疑なし )

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一  
任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議のなし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 ( 町長あいさつ )

委員長 閉会宣言 (午前11時55分)

